

平成27年9月29日

答申第588号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「情報公開基準の改正における『開示範囲の拡大』に対する検討の概要」について開示の求めがあった。

NHKは、平成26年4月1日施行のNHK情報公開基準改正に係る開示の求めの文書は存在しないため、開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

4 審議の経過

平成27年9月 9日（第223回審議委員会）第599号諮問、審議
9月29日（第224回審議委員会）審議、答申